○投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)

(新設)	一 特定投資信託委託業者が、その取り扱う個人である顧客に関する情に開始に対している内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。 第四十三条の二 法第二十七条において準用する証券取引法第四十三条第(直接募集の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)
4~7 (略)	4~7 (略)
一•二 (略)	一・二(略)
該特定投資信託委託業者は、当該書類の交付をしたものとみなす。	のませな。の場合において、当該特定投資信託委託業者は、当該書類の交付をした
方法」という。)により提供することができる。この場合において、当	条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。こ
を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的	他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この
取引の内容を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術	の承諾を得て、当該取引の内容を電子情報処理組織を使用する方法その
に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該	定による書類の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客
「特定投資信託委託業者」という。)は、前項の規定による書類の交付	十三条の二において「特定投資信託委託業者」という。)は、前項の規
募集等を行う場合における当該投資信託委託業者(以下この条において	募集等を行う場合における当該投資信託委託業者(以下この条及び第四
3 投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の	3 投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の
2 (略)	2 (略)
第三十七条 (略)	第三十七条 (略)
(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)	(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)
現行	改正案

報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合に はその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防 はその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防 種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その 他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報を 外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていない情報を 外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていない情報を いと認められる状況

1 (投資証券の募集等の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合

第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。第百五十条の二 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十三条

いないと認められる状況大である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の漏取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏取扱いを委託する場合にはその委託先の監督とび当該情報の漏りないと認められる状況

公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が、その取り扱う個

(新設)